

『大山日ノ丸証券の約款・規定集』 一部改定のお知らせ

以下の通り、「大山日ノ丸証券の約款・規定集」を一部改定いたします。詳細につきましては新旧対照表をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

(2019年4月1日より適用[下線部改訂])

「保護預り約款」新旧対照表

新	旧
保護預り約款	保護預り口座約款
<p>(保護預り証券)</p> <p>第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</u></p>	<p>(保護預り証券)</p> <p>第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の部店長または本社管理部へ直接ご連絡ください。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の部店長または本店管理部へ直接ご連絡ください。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>
<p>(名義書換等の手続きの代行等)</p> <p>第10条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>2 前項の場合は、<u>所定の手続料をいただくことがあります。</u></p>	<p>(名義書換等の手続きの代行等)</p> <p>第10条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。</p> <p>2 前項の場合は、<u>所定の手続料をいただきます。</u></p>
<p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第11条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。</p>	<p>(償還金等の代理受領)</p> <p>第11条 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払をします。</p>
<p>(届出事項の変更手続き)</p>	<p>(届出事項の変更手続き)</p>

新	旧
<p>第 14 条 お届出事項を変更なさるとき、及び次に掲げる者に該当するか否かにつき変更があった場合には、その旨を遅滞なく当社にお申出いただき、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>(1) 次に掲げる者 <u>イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役</u> <u>ロ 上場投資法人等の執行役員又は監督役員</u> <u>ハ 上場投資法人等の資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役</u></p> <p>(2) 次に掲げる者 <u>イ 上場会社等の親会社又は主な子会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役</u> <u>ロ 主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役又は執行役</u></p> <p>(3) <u>第 1 号及び第 2 号に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者</u></p> <p>(4) <u>第 1 号に掲げる者の配偶者及び同居者</u></p> <p>(5) <u>上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員(上場投資法人等の執行役員を除く。)その他役員に準ずる役職にある者</u></p> <p>(6) <u>上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)</u></p> <p>(7) <u>上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者</u></p> <p>(8) <u>上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除く。)</u></p> <p>(9) <u>上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人</u></p> <p>(10) <u>上場会社等の大株主</u></p> <p>2 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した<u>のち</u>でなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。</p> <p>(保護預り管理料)</p> <p>第 15 条 当社は、保護預り口座を設定したときは、その設定時及び当該口座設定後 1 年(特にお申出のあったときは 3 年)を経過するごとに当社所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第 1 項の料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。</p> <p>(1) 第 16 条第 7 号又は第 24 条の定めに同意いただかない事により第 1 項の料金の計</p>	<p>第 14 条 お届出事項を変更なさるとき、及び次に掲げる者(以下「発行会社の役員等」といいます。)に該当するか否かにつき変更があった場合には、その旨を遅滞なく当社にお申出いただき、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>(1) <u>発行会社の取締役、監査役、執行役員(以下役員といいます。)</u></p> <p>(2) <u>発行会社の親会社(非上場会社に限ります。以下同じです。)</u>又は<u>主な子会社の役員</u></p> <p>(3) <u>発行会社の役員及び発行会社の親会社又は主な子会社の役員でなくなった後 1 年以内の者</u></p> <p>(4) <u>発行会社の役員の配偶者及び同居者</u></p> <p>(5) <u>発行会社の従業員</u></p> <p>(6) <u>発行会社の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者</u></p> <p>(7) <u>発行会社の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者(前号を除きます。)</u></p> <p>(8) <u>発行会社の親会社又は主な子会社</u></p> <p>(9) <u>発行会社の大株主(直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいいます。)</u></p> <p>2 前項によりお届出の<u>あ</u>った場合は、当社は相当の手続きを完了した<u>後</u>でなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。</p> <p>(保護預り管理料)</p> <p>第 15 条 当社は、保護預り口座を設定したときは、その設定時及び当該口座設定後 1 年(特にお申出のあったときは 3 年)を経過するごとに当社所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第 1 項の料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。</p> <p>(1) 第 16 条第 5 号又は第 8 号により第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除す</p>

新	旧
<p>算期間の途中で契約を解除する場合は、第1項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(解 約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は<u>解約</u>されます。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(4) (削 除)</p> <p>(5) (同条各号番号繰り上げ)</p> <p>(8)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第24条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第25条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として<u>次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある</u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>る場合は、第1項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(解 約)</p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は<u>解除</u>されます。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>第24条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(9)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第24条 この約款は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、<u>改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに意義のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第25条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として<u>以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある</u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>

「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

新	旧
<p>(契約期間等)</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から契約日が属する月の月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、<u>お客様又は当社からお申出のない限り</u>、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p> <p>(単元未満株式の買取請求等)</p> <p>第23条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。</p> <p>2 ↳ (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>6 第1項の場合は、<u>所定の手続料をいただくことがあります。</u></p> <p>(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)</p> <p>第24条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の<u>併合</u>に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>(1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。）</p> <p>(2) 残高照合のための報告</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに<u>当社取扱店の部店長または本社管理部に直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 ↳ (現行どおり)</p> <p>5</p>	<p>(契約期間等)</p> <p>第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から契約日が属する月の月末日までとします。</p> <p>2 この契約は、<u>お客さま又は当社からお申し出のない限り</u>、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。</p> <p>(単元未満株式の買取請求等)</p> <p>第23条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。</p> <p>2 ↳ (省略)</p> <p>5</p> <p>6 第1項の場合は、<u>所定の手続料をいただきます。</u></p> <p>(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)</p> <p>第24条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 当社は、信託の<u>合併</u>に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>(1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。）</p> <p>(2) 残高照合のための報告</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに<u>当社管理部へ直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 ↳ (省略)</p> <p>5</p>

新	旧
<p>(振替新株予約権等の行使請求等)</p> <p>第 28 条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>8</p> <p>9 前 8 項の場合は、所定の手続料を<u>いただくことがあります。</u></p>	<p>(振替新株予約権等の行使請求等)</p> <p>第 28 条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>8</p> <p>9 前 8 項の場合は、所定の手続料を<u>いただきます。</u></p>
<p>(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)</p> <p>第 30 条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第 1 項の場合は、所定の手続料を<u>いただくことがあります。</u></p>	<p>(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)</p> <p>第 30 条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第 1 項の場合は、所定の手続料を<u>いただきます。</u></p>
<p>(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)</p> <p>第 31 条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第 277 条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第 1 項の場合は、所定の料金を<u>いただくことがあります。</u></p>	<p>(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)</p> <p>第 31 条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第 277 条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第 1 項の場合は、所定の料金を<u>いただきます。</u></p>
<p>(口座管理料)</p> <p>第 34 条 当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後 1 年(特にお申出のあったときは 3 年)を経過するごとに当社所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求又はお取引の執行には応じないことがあります。</p> <p>3 第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第 1 項の料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。</p>	<p>(口座管理料)</p> <p>第 34 条 当社は、振替決済口座を設定したときは、その設定時及び当該口座設定後 1 年(特にお申出のあったときは 3 年)を経過するごとに当社所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することができます。また、料金のお支払いがないときは、振替証券の償還金、解約金等、収益の分配金又は利金のお支払いのご請求又はお取引の執行には応じないことがあります。</p> <p>3 第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除された場合は、第 1 項の料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。</p>

新	旧
<p>(1) 第 38 条第 7 号又は第 43 条の定めに同意いただかない事により第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第 1 項の料金から口座を開設していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額。</p> <p>(2) 第 1 項の規定に基づき 3 年を計算期間とする料金（割引料金）をお支払になった場合において、その計算期間の途中で契約を解除されたときは、お支払になった料金から口座を開設していた期間（契約を解除した月を含め、1 年未満は 1 年に切上げて年数で計算します。）に相当する額（割引料金で計算します。）を控除した金額。</p>	<p>(1) 第 38 条第 5 号又は第 8 号により第 1 項の料金の計算期間の途中で契約を解除する場合は、第 1 項の料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を除き月数で計算します。）に相当する額を控除した金額。</p> <p>(2) 第 1 項の規定に基づき 3 年を計算期間とする料金（割引料金）をお支払になった場合において、その計算期間の途中で契約を解除されたときは、お支払になった料金から口座を設定していた期間（契約を解除した月を含め、1 年未満は 1 年に切上げて年数で計算します。）に相当する額（割引料金で計算します。）を控除した金額。</p>
<p>（解約等）</p> <p>第 38 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。<u>第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(4) } (削除)</p> <p>(5) } (同条各号番号繰り上げ)</p> <p>(8)</p>	<p>（解約等）</p> <p>第 38 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。</p> <p>(1) } (省略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) お客様が第 43 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</p> <p>(6) } (省略)</p> <p>(9)</p>
<p>（この約款の変更）</p> <p>第 43 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>（この約款の変更）</p> <p>第 43 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>（個人情報等の取扱い）</p> <p>第 44 条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お</p>	<p>（個人情報等の取扱い）</p> <p>第 44 条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お</p>

新	旧
<p>お客様の個人情報が機構等へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ② ③</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>お客様の個人情報が機構等へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ② ③</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

「振替決済口座管理約款」新旧対照表

新	旧
振替決済口座管理約款	振込国債の取引口座管理約款
<p>（振替の申請） 第 5 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>（担保の設定） 第 10 条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、<u>この場合</u>、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>（お客様への連絡事項） 第 11 条 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。</p>	<p>（振替の申請） 第 5 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>（担保の設定） 第 10 条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p>（お客様への連絡事項） 第 11 条 当社は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。</p>

新	旧
<p>(1) 最終償還期限</p> <p>(2) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、<u>速やかに</u>当社取扱店の部店長または本社管理部へ直接ご連絡ください。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 当社は、<u>第2項</u>に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(1) 最終償還期限</p> <p>(2) 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告</p> <p>2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱店の部店長または本社管理部へ直接ご連絡ください。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 当社は、<u>上記2項</u>に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、<u>上記2項</u>の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>(2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>
<p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して<u>国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わって日本銀行から</u>これを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して<u>国庫から受領してから、当社が指定する直接参加者(指定参加者という)が当社に代ってこれを受け取り、当社が指定参加者からお客様に代わって</u>これを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務</p> <p>(2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第15条 日本銀行又は<u>指定参加者</u>が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行又は<u>指定参加者</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除く。)の元金及び利子の支払いをする義務</p> <p>(2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行</p>

新	旧
<p>った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務</p> <p>(3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>った際、日本銀行又は指定参加者において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務</p> <p>(3) その他、日本銀行又は指定参加者において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>
<p>(解 約)</p> <p>第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合</p> <p>(2) <u>お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p>(3) <u>お客様がこの約款に違反したとき</u></p> <p>(4) 第 14 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合 (削 除)</p> <p>(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>	<p>(解 約)</p> <p>第 16 条 次に掲げる場合は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合 (新 設) (新 設)</p> <p>(2) 第 14 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</p> <p>(3) <u>第 19 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u></p> <p>(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合</p> <p>(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合</p>
<p>(この約款の変更)</p> <p>第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(この約款の変更)</p> <p>第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに意義のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>
(個人情報等の取扱い)	(個人情報等の取扱い)

新	旧
<p>第 20 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として<u>次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある</u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ↳ ③</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する</p>	<p>第 20 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として<u>以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある</u>と当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ↳ ③</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>

「国内外貨建債券取引約款」新旧対照表

新	旧
<p>（この約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は<u>利金</u>若しくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。）といいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。</p> <p>（国内外貨建債券に関する権利の処理）</p> <p>第 3 条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等に</p>	<p>（この約款の趣旨）</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は<u>金利</u>若しくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。）といいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。</p> <p>（国内外貨建債券に関する権利の処理）</p> <p>第 3 条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替<u>決済</u>口座管理契約に基づいて当社が保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行</p>

新	旧
<p>より費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</p> <p>(2) 国内外貨建債券に関し、<u>株式の割当てを受ける権利又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分</u>のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。<u>ただし、我が国の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権はその効力を失います。</u></p> <p>(3) 〃 (現行どおり)</p> <p>(5)</p>	<p>等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</p> <p>(2) 国内外貨建債券に関し、<u>新株引受権又は新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分</u>のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。</p> <p>(3) 〃 (省略)</p> <p>(5)</p>
<p>(金銭の授受)</p> <p>第6条 国内外貨建債券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(金銭の授受)</p> <p>第6条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。<u>また、申込者が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。</u></p> <p>2 (省略)</p>
<p>(諸報告書等)</p> <p>第7条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者あて交付する取引残高報告書その他諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので<u>取り扱う</u>ことができるものとします。</p>	<p>(諸報告書等)</p> <p>第7条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社が申込者あて交付する取引残高報告書その他諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので<u>取扱う</u>ことができるものとします。</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第8条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の<u>手続等</u>が遅延し、又は<u>不能</u>となったことにより生じた損害。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第8条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の<u>手続</u>等が遅延し、又は<u>不可能</u>となったことにより生じた損害。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホー</u></p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する</p>	<p><u>ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに意義のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>

「一般債・短期社債等振替決済口座管理約款」新旧対照表

新	旧
<p>（振替の申請）</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その 3 営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(5)</p> <p>3 } (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第 7 条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p>	<p>（振替の申請）</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当っては、その 3 営業日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(5)</p> <p>3 } (省 略)</p> <p>5</p> <p>（他の口座管理機関への振替）</p> <p>第 7 条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。</p> <p>2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。また、当社で振替有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。</p>

新	旧
<p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第 10 条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）の支払いがあるとき又は機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利息を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利息の支払いがあるときは、以下の事項に従って取り扱います。</p> <p>(1) 支払代理人が発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領して<u>から、当社が指定する直接参加者（上位機関）が当社に代わってこれを受け取り、当社が直接参加者（上位機関）からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。</u></p> <p>(2) 当社は、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みが<u>あれば</u>、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利息の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p>	<p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第 10 条 振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）の支払いがあるとき又は機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）及び利息を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利息の支払いがあるときは、以下の事項に従って取り扱います。</p> <p>(1) 支払代理人が発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領し、<u>当社がお客様に代って支払代理人からこれを受領し、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金、又はお客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。</u></p> <p>(2) 当社は、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みが<u>あった場合には</u>、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利息の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。</p>
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振替有価証券の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。<u>また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の部店長または本社管理部へ直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4 当社は、<u>第 2 項の規定にかかわらず</u>、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの<u>第 2 項</u>に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関す</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、振替有価証券の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。<u>なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社取扱店の部店長または本社管理部へ直接ご連絡ください。</u></p> <p>3 当社が届出のあった<u>氏名又は名称</u>、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>4 当社は、<u>上記 2</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの<u>上記 2</u>に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関す</p>

新	旧
<p>る事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、<u>第2項</u>に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>る事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、<u>上記2</u>に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、<u>上記2</u>の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構又は<u>直接参加者(上位機関)</u>が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 振替有価証券の振替手続きを行った際、機構又は<u>直接参加者(上位機関)</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>(2) その他、機構又は<u>直接参加者(上位機関)</u>において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第14条 機構又は<u>上位機関</u>が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 振替有価証券の振替手続きを行った際、機構又は<u>上位機関</u>において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金及び利金の支払いをする義務</p> <p>(2) その他、機構又は<u>上位機関</u>において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>
<p>(解約等)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、振替有価証券を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(3) 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合(削除)</p> <p>(5) (同条各号番号繰り上げ)</p> <p>(8)</p>	<p>(解約等)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、振替有価証券を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(3) 第13条による料金の計算期間が満了し口座残高が<u>相当の期間</u>においてない場合</p> <p>(5) <u>お客様が第23条に定めるこの約款の変更に同意しないとき</u></p> <p>(6) (省略)</p> <p>(9)</p>
<p>(免責事項)</p> <p>第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p>	<p>(免責事項)</p> <p>第20条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p>

新	旧
<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>第 22 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請</p> <p>(2) 〃 (現行どおり)</p> <p>(4) 〃</p> <p>(5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第 23 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 24 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該</p>	<p>(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)</p> <p>第 22 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 振替法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請</p> <p>(2) 〃 (省略)</p> <p>(4) 〃</p> <p>(5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第 23 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに意義のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 24 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該</p>

新	旧
<p>情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) } (現行どおり) (3)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正は、平成31年4月1日から施行する</p>	<p>情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① } (省 略) ③</p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」新旧対照表

新	旧
<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) } (現行どおり) (4)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を<u>当社所定の依頼書</u>に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>3 } (現行どおり) 5</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。<u>担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別等</u>)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなかったことがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(振替の申請)</p> <p>第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1) } (省 略) (4)</p> <p>2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日までに、<u>あらかじめ当社所定の依頼書に</u>、次に掲げる事項を記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。</p> <p>3 } (現行どおり) 5</p> <p>(他の口座管理機関への振替)</p> <p>第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなかったことがあります。</p> <p>2 (省 略)</p>

新	旧
<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>(1) 償還期限（償還期限がある場合に限り。）</p> <p>(2) 残高照合のための報告</p> <p>(3) お客様に対して機構から通知された事項</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の部店長または本社管理部へ直接ご連絡ください。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、<u>第 2 項</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの<u>第 2 項</u>に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、<u>第 2 項</u>に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、<u>第 2 項</u>の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p><u>①</u> 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p><u>②</u> 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(お客様への連絡事項)</p> <p>第 11 条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。</p> <p>(1) 償還期限（償還期限がある場合に限り。）</p> <p>(2) 残高照合のための報告</p> <p>(3) お客様に対して機構から通知された事項</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社取扱店の部店長または本店管理部へ直接ご連絡ください。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 当社は、<u>上記 2</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの<u>上記 2</u>に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知も含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、<u>上記 2</u>に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、<u>上記 2</u>の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p><u>①</u> 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p><u>②</u> 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>
<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第 14 条 機構又は当社が指定する直接参加者（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は直接参加者（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務</p>	<p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第 14 条 機構又は上位機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>(1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は上位機関において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務</p>

新	旧
<p>(2) その他、<u>機構又は直接参加者（上位機関）</u>において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>（解約等） 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。<u>第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。</u></p> <p>(1) } (現行どおり) (4) } (削 除) <u>(5)</u> } (同条各号番号繰り上げ) <u>(8)</u></p> <p>（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） 第 21 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する<u>振替機関</u>への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する<u>振替機関</u>への申請 (2) } (現行どおり) (4)</p> <p>（この約款の変更） 第 22 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な<u>事由が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。</u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>(2) その他、機構又は<u>上位機関</u>において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p>（解約等） 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。</p> <p>(1) } (省 略) (4) <u>(5) お客様が第 22 条に定めるこの約款の変更不同意とき</u> <u>(6)</u> } (省 略) <u>(9)</u></p> <p>（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） 第 21 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する<u>機構</u>への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>(1) 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する<u>機構</u>への申請 (2) } (省 略) (4)</p> <p>（この約款の変更） 第 22 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに意義のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p>

新	旧
<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 23 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) 上の報告対象として<u>次の各号のいずれかに</u>該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ② ③</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する</p>	<p>(個人情報等の取扱い)</p> <p>第 23 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) 上の報告対象として<u>以下の①、②又は③に</u>該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報) を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① ② ③</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

「外国証券取引口座管理約款」新旧対照表

新	旧
<p>(この約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様 (以下「申込者」といいます。) と当社との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引 (以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場 (店頭市場を含む。以下同じ。) に取り次ぐ取引 (以下「外国取引」といいます。) 及び外国証券の国内における店頭取引 (以下「国内店頭取引」といいます。) 並びに外国証券の当社への保管 (当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利 (以下「みなし外国証券」といいます。)) である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録さ</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第 1 条 この約款は、お客様 (以下「申込者」といいます。) と <u>大山日ノ丸証券株式会社</u> (以下「当社」といいます。)) との間で行う外国証券 (日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。) の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引 (以下「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場 (店頭市場も含む。以下に同じ。) に取り次ぐ取引 (以下「外国取引」といいます。) 及び外国証券の国内における店頭取引 (以下「国内店頭取引」といいます。)) 並びに外国証券の当社への保管 (当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利 (以下「みなし外国証券」という。)) である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録され</p>

新	旧
<p>れる数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>(遵守すべき事項)</p> <p>第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。</p> <p>(外国証券の混蔵寄託等)</p> <p>第5条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第6条 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管さ</p>	<p>る数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>(遵守すべき事項)</p> <p>第3条 申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。</p> <p>(外国証券の混蔵寄託等)</p> <p>第5条 申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(寄託証券に係る共有権等)</p> <p>第6条 当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管さ</p>

新	旧
<p>れている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。</p>	<p>れている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>2 寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳したときに移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。</p>
<p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)</p> <p>第7条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等)</p> <p>第7条 申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(上場廃止の場合の措置)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。</p>	<p>(上場廃止の場合の措置)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が破棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。</p>
<p>(配当等の処理)</p> <p>第9条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国</p>	<p>(配当等の処理)</p> <p>第9条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国</p>

新	旧
<p>投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。) の場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱います。</p> <p>a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、<u>外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等</u>にあつては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券)、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。) の場合は、次の a 又は b に定める区分に従い、当該 a 又は b に定めるところにより、取り扱います。</p> <p>a 寄託証券が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>決済会社が、寄託証券について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、<u>外国受益証券発行信託の受益証券等及び外国投資証券等</u>にあつては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券)、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p> <p>b 寄託証券が<u>当外</u>取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 第2号の寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>

新	旧
<p>4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。</p> <p>5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</p> <p>6 配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。</p> <p>7 (現行どおり)</p>	<p>4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認められる場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金は不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。</p> <p>5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。</p> <p>7 (省略)</p>
<p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p>	<p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p>
<p>第10条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。</p> <p>a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>申込者が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行って新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行ってすることが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。</p> <p>b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に</p>	<p>第10条 寄託証券等に係る新株予約権等（新に外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。</p> <p>a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合</p> <p>申込者が所定の時限までに新株式（新に割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行って新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行ってすることが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。</p> <p>b 寄託証券が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合</p> <p>決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に</p>

新	旧
<p>通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。</p>	<p>通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。</p>
<p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(2) (省略)</p>
<p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p>	<p>(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。</p>
<p>(4) (現行どおり)</p>	<p>(4) (省略)</p>
<p>(5) (現行どおり)</p>	<p>(5) (省略)</p>
<p>(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、<u>外貨</u>と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。</p>	<p>(6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、<u>外貨</u>と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。</p>
<p>(議決権の行使)</p>	<p>(議決権の行使)</p>
<p>第12条 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。</p>	<p>第12条 寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下本条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。</p>
<p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議</p>	<p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議</p>

新	旧
<p>決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。</p>	<p>決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて定めることができるものとします。</p>
<p>(外国株預託証券に係る議決権の行使)</p>	<p>(外国株預託証券に係る議決権の行使)</p>
<p>第13条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。</p>	<p>第13条 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。</p>
<p>4 (現行どおり)</p>	<p>4 (省略)</p>
<p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い</p>	<p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い</p>
<p>(受渡日等)</p>	<p>(受渡日等)</p>
<p>第17条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p>	<p>第17条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p>
<p>(1) (現行どおり)</p>	<p>(1) (省略)</p>
<p>(2) (現行どおり)</p>	<p>(2) (省略)</p>
<p>(外国証券の保管、権利及び名義)</p>	<p>(外国証券の保管、権利及び名義)</p>
<p>第18条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</p>	<p>第18条 当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。</p>
<p>(1) (現行どおり)</p>	<p>(1) (省略)</p>
<p>(2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。</p>	<p>(2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われているものとします。</p>
<p>(3) (現行どおり)</p>	<p>(3) (省略)</p>
<p>(4) (現行どおり)</p>	<p>(4) (省略)</p>
<p>(6) 申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。</p>	<p>(6) 申込者が有する外国証券にかかる権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。</p>
<p>(7) (現行どおり)</p>	<p>(7) (省略)</p>
<p>(8) (現行どおり)</p>	<p>(8) (省略)</p>
<p>(9) (現行どおり)</p>	<p>(9) (省略)</p>

新	旧
<p>(10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は<u>廃棄</u>されたものとして取り扱います。</p> <p>(外国証券に関する権利の処理)</p> <p>第 20 条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、<u>我が国</u>以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。</p> <p>(7) 第 1 号に定める果実に対し<u>我が国</u>以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が<u>代わって</u>これを行うことがあります。</p> <p>(発行者からの諸通知等)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(諸料金等)</p> <p>第 23 条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国証券の外国取引については、<u>我が国</u>以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 17 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(金銭の授受)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p>	<p>(10) 申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る<u>寄託</u>残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は<u>破棄</u>されたものとして取り扱います。</p> <p>(外国証券に関する権利の処理)</p> <p>第 20 条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、<u>本邦以外の国等</u>の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。</p> <p>(7) 第 1 号に定める果実に対し<u>本邦以外の国等</u>において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が<u>かわって</u>これを行うことがあります。</p> <p>(発行者からの諸通知)</p> <p>第 22 条 (省 略)</p> <p>(諸料金等)</p> <p>第 23 条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 外国証券の外国取引については、<u>本邦以外の国等</u>の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとしします。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(金銭の授受)</p> <p>第 25 条 (省 略)</p>

新	旧
<p>2 前項の換算日は、売買代金については約定日、<u>第 20 条</u>第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p> <p>(共通番号の届出) 第 27 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p>(届出事項) 第 27 条の 2 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に<u>届出</u>るものとします。</p> <p>(契約の解除) 第 32 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) (現行どおり) (2) <u>申込者が当社に対し手数料を支払わないとき</u> (3) <u>申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき</u> (削 除) (4) <u>第 31 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u> (5) } (同条各号番号繰り下げ) (8) }</p> <p>2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち<u>原状</u>による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。</p> <p>(約款の変更) 第 35 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページへの掲載又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>2 前項の換算日は、売買代金については約定日、<u>第 17 条</u>第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</p> <p>(共通番号の届出) 第 27 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p>(届出事項) 第 27 条の 2 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に<u>届出</u>るものとします。</p> <p>(契約の解除) 第 32 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) (省 略) (新 設) (2) <u>申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき</u> (3) <u>第 35 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき</u> (新 設) (4) } (省 略) (7) }</p> <p>2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち<u>現状</u>による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。</p> <p>(約款の変更) 第 35 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。</u></p>

新	旧
<p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第 36 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の<u>手続</u>を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>附 則 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>す。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更</u>に同意いただいたものとします。</p> <p>(個人データの第三者への情報提供に関する同意)</p> <p>第 36 条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、<u>取引履歴</u>その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し本邦以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し本邦以外の国等において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は本邦以外の国等の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</p> <p>(4) 外国証券の売買を執行する本邦以外の国等の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）がマネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p> <p>2 (省 略)</p>